

訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。

1.事業者概要

法人名称	医療法人社団武蔵野会	
代表者	理事長 中村 毅	
所在地	住所	〒352-0001 埼玉県新座市東北1-7-2
	電話	048-474-7211
	FAX	048-474-7581
設立年月日	1968年8月5日	

2.事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションcarna五反田	
管理者	高橋 和代	
所在地	住所	〒141-0031 東京都品川区西五反田3-10-9 carna五反田6階
	電話	03-5496-8774
	FAX	03-5496-8780
事業内容	訪問看護	
介護保険事業所番号	1360990194	
通常事業の実施地域	・品川区 西五反田1～8丁目、東五反田1～5丁目、大崎1～5丁目 上大崎1～4丁目、小山1～7丁目、小山台1～2丁目 西大井1～2, 5～6丁目、東中延1～2丁目、二葉1～4丁目 荏原1～7丁目、平塚1～3丁目、戸越1～6丁目、豊町1～6丁目 西品川1～3丁目、北品川4～6丁目、中延1～5丁目 旗の台1～6丁目 ・目黒区 下目黒1～6丁目 ・港区 高輪1～4丁目、白金5丁目	

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	居宅において主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して適正な職員及び運営管理に関する事項を定め訪問看護を提供する事を目的とします。
運営の方針	・看護師等は利用者の心身の特性を踏まえ可能な限りその居宅において健康管理及び日常生活動作能力の維持、回復を目指し療養上の目標を設定し支援します。 ・利用者の意志及び人権を尊重し利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。 ・事業の実施にあたっては、主治医、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保険、医療、福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4.営業日及び営業時間

○月曜日から金曜日 午前9時～午後5時30分 ○土曜日 午前9時～午後1時
○休業日 土曜日午後・日曜日・年末年始(12/30午後～1/3)

5.利用料

詳細は別紙「利用料金一覧表」を参照して下さい。

6.職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	事業所従業員の労務管理及び業務管理 (訪問看護業務兼務)
訪問看護師	看護師	3名	3名	6名	訪問看護業務
訪問リハビリ	理学療法士	1名		1名	訪問リハビリ業務
	作業療法士	2名		2名	
事務職員			1名	1名	事務業務

7.訪問看護サービスの内容

- 病状観察、健康管理、療養生活指導
- 療養、看護、介護方法のアドバイス
- 食事、水分・栄養管理、排泄・清潔等の療養上の世話
- 人生の最終段階における看護(ターミナルケア)
- リハビリテーション
- 認知症や精神疾患の方の看護
- 家族など介護者の支援
- 褥瘡や創傷の処置、カテーテル管理、服薬管理等
医師の指示による医療処置等の診療の補助
- カテーテル等医療機器の管理
- 保健、福祉サービスなどの活用支援

8.訪問看護サービスについて

- ① 主治医より「訪問看護指示書」を作成していただきます。(なお、指示書文書料金が発生します)
- ② 訪問看護指示書を基に利用者様の状態に合わせ、訪問看護の内容についてご説明します
- ③ 年齢や病名により医療保険又は、介護保険での訪問看護サービスを提供します
- ④ 以下の場合は、医療保険の取り扱いになります
 - ・40歳未満の方
 - ・40歳～64歳で介護保険対象疾病以外の方
 - ・要介護認定で自立と判定された方で、主治医が訪問看護が必要と判断した方
 - ・厚生労働大臣が定める疾病などの方
 - ・末期の悪性腫瘍の方
 - ・特別指示書が交付された方
 - ・精神疾患の方

9.料金の支払い方法

- ・毎月のお支払いは「口座振替」になります。当月20日までに振替手続き完了分は、翌月の28日から振替開始(28日が銀行休業日の場合は翌営業日)となります。
- ・明細及び請求書は利用月の翌月13日過ぎにお渡し(又は郵送)します。
- ・振替確認後に領収書を発行いたします。なお、領収書の再発行は致しかねます。紛失等ないように大切に保管をお願い致します。万が一、紛失された場合は証明書(有料)の発行となります。

10.緊急時の対応方法

サービス提供中に、体調の急変、事故、その他の緊急事態等が生じた場合は、速やかに主治医、家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、適切な処置または救急搬送等の必要な処置を講じます。

11.事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに家族、担当の介護支援専門員、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故状況及び事故に際して行った処置について、記録し契約終了の日から2年間保存します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに対応します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

12.秘密保持

事業所の職員は、その業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を、正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了した後も継続します。

13.感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認、主治医や関係機関と連携し必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には、通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し予防対策を講じて必要な訪問を行います。

14.高齢者への不適切な対応防止

事業所は、利用者等の人權の擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人權意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 虐待防止のための指針の整備及び対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。

虐待防止責任者 高橋 和代

15.相談・苦情受付窓口

① 訪問看護についてのご相談、苦情を承ります

担当者、又は当事業所の責任者までご連絡をお願いします

- ・受付時間 月曜日 ～ 金曜日
午前 9時 ～ 午後 5時30分
- ・責任者 所長:高橋 和代

② その他、相談窓口

- ・品川区 高齢者福祉課 支援調整係 電話：03-5742-6728
- ・目黒区 介護保険課 介護保険管理係 電話：03-5722-9574
- ・国保連合会苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

訪問看護サービスの提供にあたり利用者及び利用者家族に対して、サービス内容及び重要事項の説明をしました。

年 月 日

事業者	法人名	医療法人社団 武蔵野会
	代表者	理事長 中村 毅
事業所	所在地	東京都品川区西五反田 3-10-9
	事業所名	訪問看護ステーションcarna五反田
		(東京都知事指定 第1360990194号)

説明者

私は、サービス内容及び重要事項について事業所から説明を受け、同意しました。

ご本人 住所 _____

氏名 _____

ご家族または連帯保証人（本人との関係 _____）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____